

■ 東北農政局 青森県拠点からのお知らせ

トラクターのシートベルト着用義務化

農耕作業用特殊車の死亡事故は転倒・転落によるものが多く、特に乗用型トラクターの死亡事故が多い状況を受け、道路運送車両の保安基準改正により、乗用型トラクターで道路を走行する際には、シートベルト着用が義務化されることとなりました。

義務化はいつから？

令和9年1月1日 からです

どのトラクターが対象？

令和9年1月1日以降に製造された座席を有するトラクターは、大型特殊自動車・小型特殊自動車に限らず対象車となります

対象のトラクターには、ボンネット側面に座席ベルト着用義務車を示すステッカー*が貼付されます。

※ステッカーのイメージ



座席ベルト着用義務車



座席ベルト着用義務車

違反した場合は？

シートベルトの着用義務違反として、交通違反の点数1点が付されます

- ✓ 義務化の対象となるトラクター以外でもシートベルトを着用しましょう！
- ✓ 義務化が始まる前に、今から習慣付けをしていきましょう！

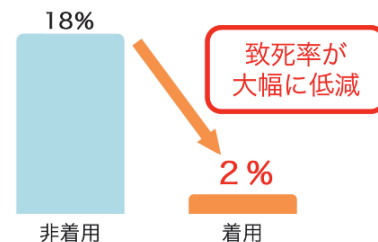
シートベルトの効果

乗用型トラクタの路外逸脱・転倒事故における死亡・重傷リスクに対し、シートベルトを安全キャブ・フレームとセットで使うことが重要！



シートベルトを着用することで安全キャブ・フレームによりつくられる安全域にとどまることができ、トラクターの下敷きになることを防ぐことができる。

農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用状況別致死率



(公財)交通事故総合分析センターのデータより農林水産省分析 (平成23年～令和2年、1当2当合計)

農作業安全対策についてはこちら



連絡先：東北農政局青森県拠点 地方参事官室 電話：017-775-2151